

次期総合計画検討会 報告書

平成 1 7 年 1 月

次期総合計画検討会

目 次

	頁
はじめに -----	1
検討会の活動状況 -----	2
次期総合計画策定に際し留意すべき基本的事項 -----	4
次期総合計画に係る政策課題等 -----	8
おわりに -----	12
検討会委員名簿 -----	13
調査関係部課 -----	13

はじめに

「とちぎ21世紀プラン」は、21世紀初頭の県政の基本指針として、平成13年に策定され、現在、この計画に基づき各種施策が展開されている。

この間の県政は、着実に成果をあげる一方、時代の変化に伴う新たな課題を抱えながら、まもなく計画期間の最終年度である平成17年度を迎えようとしており、県においては、現在、平成18年度から平成22年度を計画期間とする次期総合計画の策定に取り組んでいるところである。

本県を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化社会の到来や高度情報通信技術の普及、さらには国際化の進展等、大きく変化してきている。さらに、平成15年11月に起きた足利銀行の破綻・一時国有化という未曾有な事態に直面しており、本県の持続的な発展を目指す上で、非常に重要な時期にきていると考えられる。

このような中、次期総合計画には、県民から、今までの総合計画以上の期待が寄せられており、栃木県の将来の姿を見据えた、真に豊かさを実感でき、そして夢のもてるとちぎづくりを目指すものとしなければならない。

そのような認識の下、県議会においては、次期総合計画策定に当たり、今後の政策課題等について必要な提言を行うよう、県議会の立場から調査・検討を実施するため、平成16年3月に次期総合計画検討会（以下「検討会」という。）を設置し、全議員による検討会等を含め、活発な調査・検討を実施してきた。

本報告書は、この検討会における調査・検討を基に、今後の県政が着実に推進していくべき政策課題等をまとめたものである。

検討会の活動状況

1 平成16年3月24日(水)

[第1回検討会 定例会中]

本検討会が設置され、委員が選任された。

正副会長互選の結果、会長に大島和郎委員が、副会長に阿久津憲二委員が選任された。

議長から、「次期総合計画策定に際しての今後の政策課題等」について諮問された。

2 平成16年6月10日(木)

[第2回検討会 定例会中]

委員席を決定した。

年間活動計画を決定した。

「次期総合計画の策定」について執行部から説明を受けて、質疑を行った。

3 平成16年6月29日(火)

[第3回検討会(全議員) 閉会中]

「次期総合計画の策定」について執行部から説明を受けて、全議員による質疑を行った。

4 平成16年8月3日(火)

[第4回検討会 閉会中]

「とちぎ21世紀プランの現状評価(政策マネジメント)」について執行部から説明を受けて、質疑を行った。

5 平成16年9月14日(火)

[第5回検討会 閉会中]

「次期総合計画策定に係る県民意向調査等の結果概要」について執行部から説明を受けて、質疑を行った。

6 平成16年10月5日(火)

[第6回検討会 定例会中]

「次期総合計画策定に際して配慮すべき事項」及び「次期総合計画策定に係る政策課題等」について、討議を行った。

7 平成16年10月25日(月)

[第7回検討会(全議員) 閉会中]

「県政の現状と将来の課題」について執行部から説明を受けて、全議員による質疑を行った。

「次期総合計画策定に関する全議員アンケート」を依頼した。

8 平成16年11月29日(月)

[第8回検討会 閉会中]

「次期総合計画策定に関する全議員アンケート」の調査結果について、質疑を行った。

報告書の骨子について検討を行った。

9 平成16年12月22日(水)

[第9回検討会 定例会中]

報告書(案)について検討を行った。

次期総合計画策定に際し留意すべき基本的事項

1 時代の潮流について

次期総合計画（平成18年度から平成22年度まで）の策定に際しては、次のような時代の潮流を踏まえ、長期的な視点に立って、これからの“とちぎ”づくりの方向を見定めていくことが重要である。

（1）少子高齢化・人口減少時代の到来

平成14年に発表された「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、我が国の総人口は、平成18年にピークに達し、その後は減少過程に入ると推計されている。

人口構成の推移をみると、未婚率の上昇や晩婚化などにより年少人口（14歳以下）は徐々に減少する一方で、平均寿命の伸長に伴い老年人口（65歳以上）の割合が大きくなり、平成26年（2014年）には4人に1人が高齢者になると予想され、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進行している。

本県においても、平成9年（1997年）に200万人に到達した後、平成16年10月には約201万5千人まで増加しているが、一方で、平成15年（2003年）の合計特殊出生率は、1.38まで低下しており、今後、国とほぼ同様の傾向で推移すると見込まれ、県人口も早晩減少局面を迎えるものと思われる。

このような人口構造の変化は、産業や就労をはじめ、教育、福祉など地域の枠組みや社会のシステム全体の見直しを余儀なくされる、大変重要な課題である。

（2）国民意識と地域コミュニティの変化

我が国の経済成長は、生活水準の大幅な向上をもたらし、人々の意識や生活様式を多様化させた。また、「もの」の豊かさから「心」の豊かさへ、「集団への帰属」から「個人の尊重」へと、人々の価値観が変化してきており、これからの時代は、ますます個性や多様性が重視される社会になるものと考えられる。

一方、地域社会を見ると、コミュニティの崩壊や中心市街地の衰退、農山村の活力低下、いじめや少年犯罪の増加などが大きな課題となっている。

今後、安心・安全で個性ある地域社会を築いていくためには、住民、企業、NPO等の各組織と行政が連携した地域づくりを進めていくことが求められている。

(3) 環境との共生、循環型社会の構築

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムに支えられてきた豊かで便利な現在の生活は、ゴミの処理や生活排水による水質汚濁などの身近な問題ばかりでなく、地球温暖化やオゾン層破壊といった地球規模での大きな環境問題を引き起こしている。

このような中、これまでの産業活動やライフスタイルを環境負荷の少ないものへ転換するなど、将来の世代にかけがえのない地球環境を引き継いでいこうという意識が高まってきている。

21世紀は「環境の世紀」と言われており、環境に対する意識改革を積極的に進めながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会へと転換し、環境と共生した社会を実現していくことが求められている。

(4) 高度情報ネットワーク化の進展

我が国では、平成13年1月に策定された「e-japan戦略」に基づく官民の積極的・戦略的な取組の結果、ブロードバンドネットワークが世界で最も低廉かつ高速なものとなっている。

インターネット利用人口は、平成15年末で7,730万人に達し、人口普及率が60%を超えている。

また、平成15年12月から三大都市圏において地上デジタルテレビジョン放送が開始され、ネットワークを活用した情報家電や電子タグなども実用化されつつある。

一方で、情報通信社会の進展は、情報漏洩等のリスクを増大させており、情報通信ネットワークを安心して安全に利用するための情報セキュリティの確保が重要な課題となっている。

今後、情報通信ネットワークと国民との関わりは、ますます強くなることが予想され、「いつでも、どこでも、誰でもネットワークを活用する」ユビキタスネットワークを利用した便利さや楽しさが人々のより豊かな生活を実現することが期待されている。

(5) 地域経済の再生

我が国の経済は、バブル崩壊後続いた長期停滞から脱しつつあり、平成15年度の経済成長率は3%を上回り、失業率も13年ぶりに前年から低下した。

しかしながら、「景気回復の実感がない」という指摘も依然存在している。このことは、企業部門の改善の動きが雇用、賃金面の改善につながっていないこと、これに加えて、地域経済の回復状況にばらつきがあることが反映しているものと考えられる。

今後の地域経済の再生を進める上で、構造改革特区や都市再生、地域再生といった地域自らの創意と工夫による取組や、地域固有の資源や人のつながりを活かした観光、知的技術革新、産業集積の促進が重要な課題となってくる。

特に、本県においては、足利銀行の一時国有化に伴う県内経済への影響を最小限に食い止めるため、官民が連携して対応することが求められている。

(6) 三位一体の改革・市町村合併

国・地方を通じた危機的な財政状況を克服し、今後、少子高齢化が一層進展する中で我が国の活力を回復し維持していくためには、これまでの中央集権的なシステムを転換し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる分権型システムを構築していくことが必要となっている。

このため、いわゆる「三位一体の改革」により、地方の歳入、歳出両面での国による関与を縮減し、より住民に身近なところで政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った行政を行うことを可能とする改革が進められている。

また、現在、全国で市町村合併に向けた真剣な取組が行われているが、今後、地方自治体は行財政改革に一層取り組み、住民二

ーズに的確に対応できる行財政力を充実強化し、分権型社会にふさわしい体制の確立を図る必要がある。

2 次期総合計画策定に際して配慮すべき事項

次期総合計画策定に際しては、1の時代の潮流を踏まえるほか、次の事項に配慮すべきである。

(1) 県民の参加・市町村との連携を重視した計画の策定

次期総合計画の策定に際しては、「県民意向調査」、「市町村長意向調査」等により幅広く聴取した県民の意向等を的確に反映するよう努めるべきである。また、今後とも、県民の参画を得るとともに、市町村の抱える課題や意向の把握などに努めるべきである。

(2) 県民に分かりやすく、共に進めることができる計画の策定

次期総合計画は、「とちぎ21世紀プラン」同様、21世紀初頭における栃木県の将来像の実現に向けた県政の基本指針となることから、広く県民に理解され、共感が得られるものとするのが重要である。

そのため、計画に盛り込む政策の必要性を明確化し、その目標を数値で表すなど、県民に分かりやすくするとともに、常にその現状を厳正に評価・検証し、政策の有効性や成果を追求すべきである。

(3) 地方分権社会にふさわしい計画の策定

本格的な地方分権の推進等により、地方自治体の自己決定、自己責任が拡大し、その役割が増大することが予想されることから、次期総合計画策定に際しては、この分権型社会に対応できる行政システムの構築に努めるとともに、住民に身近な行政サービスについては、できる限り市町村に委ねることを基本に、市町村が自主性や自立性をさらに発揮できるよう努めるべきである。

次期総合計画に係る政策課題等

1 教育の推進・青少年の健全育成

学ぶ力を育む教育の充実を図るとともに、心の教育の推進にも取り組むべきである。また、家庭・学校・地域社会・行政が連携・協力して、青少年の健全育成に取り組むべきである。

2 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

21世紀は「人権の世紀」とも言われており、国籍や性別、年齢等にとらわれることなく、異なった価値観等を尊重し、共に生きる社会を実現するための施策に取り組むべきである。

3 少子化対策・子育て支援

安心して子供を産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えていくシステムづくりに取り組むとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減についても努めるべきである。

4 福祉社会への取組

高齢者がいつまでも生きがいをもって自立して暮らしていけるよう、就業機会や学習機会の確保、介護予防・生活支援サービスの充実等に取り組むとともに、要介護高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくりに努めるべきである。

5 健康づくりの推進

生涯を通じて健康で幸せな生活を送ることは、すべての県民の願いであり、これを実現するための総合的な健康づくりの推進について取り組むべきである。さらに、食品の安全性の確保など県民が安心して生活できる生活衛生の確保にも取り組むべきである。

6 活力ある農林業の振興

本県農業の持続的な発展を図るため、多様化する消費者ニーズに対応した安全な農産物の生産、流通・販売体制の確立等に取り組む

べきである。また、本県の有する豊かな森林は、木材の供給源であるとともに、水源涵養などの多面的な機能を有しており、林業の振興に加えて、これらの保全と活用を図るべきである。

7 地域経済の活性化と雇用の確保

経済のグローバル化の進展など時代の変化に対応できる活力ある商工サービス業を振興させていくため、新事業の創出や中小企業の活性化のための施策に取り組むべきである。また、高齢者や女性の一層の活躍の場の創出や多様化する雇用ニーズに対応した人材育成など、雇用・就業環境の整備に努めるべきである。

8 社会資本整備の推進

県土の均衡ある発展と快適で安全な暮らしを確保するため、上下水道や道路、住環境等の社会資本の整備の推進に取り組むべきである。また、公共交通機関の維持、さらには利便性の向上を促進するとともに、人や環境にやさしい観点を含めた公共交通体系の充実を図るべきである。

9 地域づくりの促進

県内各地域の活性化を図るため、それぞれの地域資源や特性を活かした地域づくりや都市づくりを推進すべきである。特に、中心市街地の活性化を図るため、市町村と連携を図りながら既成市街地の再生の促進に努めるべきである。

10 観光戦略の展開

世界遺産として登録されている日光の社寺をはじめ、本県の自然、歴史と伝統ある史跡など優れた観光資源を効果的に国内外に発信するとともに、豊かな地域資源を活用した観光振興施策を展開すべきである。

11 高度情報ネットワーク社会への対応

あらゆる産業分野でのIT化が急速に進行しており、すべての県民が情報通信ネットワークを活用できる環境整備の促進に取り組む

べきである。さらに、行政情報の積極的な提供や行政手続きのオンライン化の取組を戦略的に進め、県民サービスの向上に努めるべきである。

12 社会貢献活動の促進

ボランティアやNPOなど多様な主体が地域づくりに参画しようとする動きが広まっていることから、県民自らが、積極的に社会貢献活動へ参加できる環境づくりに取り組むべきである。

13 国際化への対応

急速なグローバル化の進展に対応するため、国際競争力を持った産業や人材の育成等を図る施策に取り組むべきである。また、国際化時代における幅広い分野での多彩な国際交流活動を推進すべきである。

14 環境の保全と活用

本県の優れた自然や里山などの多様な生態系は、県民共有の財産であることから、将来にわたる保全対策に取り組むべきである。また、自然とのふれあいを求める人々に対して、自然を体験する場や機会を確保し、その活用も図るべきである。

15 循環型社会の構築

持続的に発展が可能な社会を実現するため、温室効果ガスの排出削減など地球規模での環境保全に向けての取組を進めるとともに、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進など環境への負荷の少ない循環型社会を構築する施策に取り組むべきである。

16 安全で安心な県民生活の確保

犯罪や事故のない明るい地域社会を実現するため、県民、市町村、警察、県等が連携を密にして、安全で安心して暮らせる地域環境づくりに取り組むべきである。

17 災害対策の充実・強化

災害に強い県土づくりのため、治水対策、砂防対策、治山対策を推進するとともに、地域防災力の向上を図るため、県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の連携した防災体制の確立に取り組むべきである。

18 その他

上記のほか下記の点に留意すべきである。

(1) 県民、行政、企業等のそれぞれの役割分担

行政と県民、NPO、企業等が対等な立場で新たなパートナーシップを構築できる環境づくりに取り組む必要がある。

(2) 「とちぎ21世紀プラン」の検証

とちぎ政策マネジメントシステムによる現状評価を踏まえ、現計画で残された課題や継続して取り組む課題を検証した上で次期総合計画に反映する必要がある。

(3) 健全な財政運営の確保

次期総合計画を着実に推進していくための財源の確保に努め、財政対応力を高める必要がある。

さらに、県民の視点に立って県民ニーズを的確にとらえ、選択と集中による効果的かつ効率的な県政を進めていく必要がある。

(4) 特定課題の取扱い

次の課題については、国の動向等を注視しながらその対応を検討していく必要がある。

国会等移転

三位一体の改革

道州制

おわりに

昨今の社会・経済情勢は、現「とちぎ21世紀プラン」の策定期期の4年前と比べても、少子・高齢化あるいはグローバル化、環境問題の顕在化が一層進むなど、これまで以上に県政も新しい視点に立った対応が求められている。

また、三位一体の改革や市町村合併の動向など、地方自治体のあり方が問われている時代である。

このようなとき、県民の負託を受けた県議会として、県民の立場に立って本県の将来を見据えつつ、真に豊かな県民生活の実現をより確かなものとするため、今後の県政における様々な政策課題等について、鋭意調査・研究を行った。

次期総合計画の策定に際しては、本報告書に盛り込まれた検討会の調査・検討結果を十分に反映させるよう望むとともに、次期総合計画に基づく施策の展開にあたり、県議会としても、積極的に支援・協力を惜しまないものである。

検討会委員名簿

会 長	大 島 和 郎
副会長	阿久津 憲 二
委 員	石 井 万 吉
委 員	星 一 男
委 員	五十嵐 清
委 員	相 馬 憲 一
委 員	花 塚 隆 志
委 員	早 川 尚 秀
委 員	渡 辺 直 治
委 員	井 上 卓 行
委 員	栗 田 城
委 員	菅 沼 清
委 員	高 岡 真 琴
委 員	増 淵 賢 一

調査関係部課

企画部 企画調整課
地域振興課